

さくひんコーナー運用基準

R5.3.31作成

広報むなかた（むなかたタウンプレス）に掲載するさくひんコーナーの運用について定める

1. さくひんコーナーの目的

市民が参加し、発表できる場を「広報むなかた」に設けることで、広報むなかたに親しみと愛着を持ってもらうことを目的とする。

2. 掲載対象

掲載対象は、市民が作成した未発表の俳句、川柳、短歌の作品とする。

3. 掲載方法

広報紙への掲載は、2ヶ月に1回、各作品を5句ずつ紙面の範囲内で作品を掲載する。

4. 掲載選考

選考にあたっては、市が依頼する選考アドバイザー（選者）のアドバイスに基づいて実施する。

5. 選考基準

選考は、応募された作品の中から、完成度のみだけでなく、公平性を勘案し掲載回数、同号での完成度のバランスなどで総合的に選定する。

ただし、宗像市広報紙広告掲載取扱基準の第3条関係の別表第1に該当する表現の場合は、掲載しない。

6. 選考アドバイザー（選者）の選定

選者の選定は、有識団体からの推薦により市長が選定する。

7. 応募作品の添削

応募作品の添削は行わない。ただし、明らかに誤字等と思われるものは投稿者の確認を得た上で修正し、掲載する。

別表第1(第3条関係)

項 目	例 示
法令等に違反するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・個別法により表現内容等に禁止事項があるもの(医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和53年法律第145号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)等) ・不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)による誇大広告の規制
市の公共性、中立性が損なわれ、及びその品位を損なうもの	<ul style="list-style-type: none"> ・他の者をひぼう、中傷若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉若しくは信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はこれらのおそれがあるもの ・人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの ・過剰な利潤追求を行うもの(マルチ商法、キャッチ商法) ・貸金業などで公共性のないもの(サラ金、無届の金融業者) ・特定の者を対象としたもの(会員への通知、尋ね人) ・個人の調査を行うもの(探偵事務所、興信所) ・市が推奨しているように誤解を受けやすいもの
青少年の健全な育成を推進する観点から不適切なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力又は犯罪を肯定し、助長するようなもの ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる業種に係るもの ・青少年の人体、精神、教育に有害なもの
消費者の被害を防止する観点から不適当なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・誇大な表現や根拠のない表現をするもの ・射幸心を著しくあおる表現をするもの ・法令等で認められていない業種、商法、商品に関するもの(マルチ商法、キャッチ商法) ・国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの ・国、県、市、その他公共の機関が推奨、保証、指定等をしているように誤解を受けやすいもの
政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法(昭和25年法律第100号)に抵触するおそれがあるもの ・政党等の講演会等に関するもの ・主義主張により市、個人、団体を誹謗中傷するもの ・宗教活動に関するもの(布教活動案内、募金) ・社会問題についての主義主張などの意見広告及び個人の宣伝となるもの
公の秩序又は善良	<ul style="list-style-type: none"> ・賭博に関するもの

の風俗に反するもの	<ul style="list-style-type: none">・個人や他企業等を誹謗中傷するもの・過激な表現又はいかげわしいもの
その他、広告物として掲載することが不 当であるもの	<ul style="list-style-type: none">・市が推進している施策に反するもの・氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの・社会問題を起こしている業種や事業者にかかるもの・責任の所在が不明確なもの・内容が不明確なもの